

※(趣旨)

第1条 東京家政学院大学学則(以下「学則」という。)第55条第2項に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。

※(入学の時期)

第2条 研究生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

※(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

※(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を受ようとする教員の承諾を得て、次の書類を所定の期日までに学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書(本学所定の様式) 1通
- (2) 履歴書(本学所定の様式) 1通
- (3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書 各1通
- (4) 在職中の者は、その所属長の承諾書及び本人の確約書 各1通
- (5) 日本以外の国籍を有する者は、上記各号の他に登録済証明書、日本留学試験又は日本語能力試験成績通知書及び在留資格認定証明書(写) 各1通

※(入学の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

※(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、次の書類に所定の入学金を添え所定の期日までに入学手続をしなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定の様式) 1通
- (2) 調査書(本学所定の様式) 1通
- (3) 学籍カード(本学所定の様式) 1通

※(研究期間)

第8条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算2年を限度として許可を得て研究期間の延長を願い出ることができる。

※(講義への出席)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認め、かつ、当該学科科目担当教員の承認がある場合に限り、4科目を限度として、講義に出席することができる。

2 研究生として聴講した授業科目の単位認定及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第20条による単位の認定は、行わない。

※(修了)

第10条 研究生は、その研究期間を終えたときは、研究概要を記載した研究報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、修了者に対し、希望により修了証明書を交付することができる。

※(退学)

第11条 研究期間の途中で退学しようとする者は、指導教員の承認を得て、学長の許可を受けなければならない。

※(検定料等の額)

第12条 研究生の検定料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 15,000円
- (2) 入学金 50,000円
- (3) 授業料 300,000円

2 前項の授業料は、年2期に分けそれぞれ指定した期日までに納めなければならない。

3 既納の検定料、入学金及び授業料は、返戻しない。

※(他の規程等の準用)

第13条 研究生については、この規程及び別に

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

---

※(指導教員)

第7条 研究生の指導教員は、学科会議の議を経て学長が決定する。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

定めるもののほか、学則及び学生通則等を準用する。

---

附 則

1 この規則は、昭和 62 年 2 月 27 日から施行する。

2 東京家政学院大学研究員規則(昭和 56 年 4 月 20 日施行)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成7年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 7 月 5 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この東京家政学院大学研究生規則は、東京家政学院大学研究生規程に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。